



「2018年税務最前線」シリーズ

大激震

-中国の移転価格税制に新たな構図



kpmg.com/cn

中国の国家税務総局（以下、SAT）は2017年、「特別納税調査調整及び相互協議手続に関する管理弁法、2017年第6号（以下、6号公告）」を公布した。同公告によって長年にわたる中国の移転価格税制の改革に終止符が打たれた。6号公告は反租税回避の国際的なコンセンサスに沿ったものであり、中国の移転価格ルールは、今後、より厳しく執行され、複雑化していくだろう。

背景の概要

中国の移転価格税制に新たな構図



公告のフレームワーク

2009年から2016年において、中国の移転価格税制に重大な変更はない。SATが2009年に公布した「特別納税調整実施弁法（試行）、国税発[2009]2号、以下、「2号文」）」が中国の移転価格及び反租税回避法規に関する各種の特別納税調整法規を網羅している。具体的には、関連申告、同時文書、移転価格調整、調査、移転価格方法、事前確認（APA）、コストシェアリング契約、被支配外国企業、過少資本税制及び一般的租税回避防止などの特別納税調整の管理について述べている。

世界各国は税収の減少が深刻である。そこに税制の相違点や不整合を利用した一般的租税回避のBEPS（税源浸食と利益移転、Base Erosion and Profit Shifting）による多国籍企業の国際的な課税逃れが注目されてきた。この問題を解決するべく、20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（G20）及び経済協力開発機構（OECD）は2015年10月5日、15のアクション・プランを公表した。それが「税源浸食と利益移転に関する行動計画（BEPS行動計画）」である。SATも移転価格税制の改革に動き、2015年9月に、2号文を更新した「特別納税調整実施弁法（意見募集稿）」を公布した。しかし、同募集稿は急進的かつ外資企業に潜在的な悪影響を及ぼすとの見方が広まり最終稿には至らなかった。このため、SATは一部の内容を改正する方針に切り替え、移転価格のテーマに絞った関連規定を別々に公表した。

その第一弾が2016年7月にSATが公布した「関連者取引申告及び移転価格同時文書の管理に関する国家税務総局の公告、2016年第42号、以下「42号公告」）」である。42号公告は、

移転価格文書の作成に対して厳しいコンプライアンス要件を規定した。具体的には、OECDが公布した2017年版「多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン」（以下、「OECD移転価格ガイドライン」）に基づいた三層構造のアプローチが提唱され、一連の新しい移転価格申告表の追加も規定された。

2016年10月、SATは「事前確認管理の規範化に関する公告」（国家税務総局公告2016年第64号、以下、「64号公告」）を公布した。同公告は、中国の事前確認の申請プロセスを変更して、正式申請の前の予備会談、意向の協議締結、分析・評価、正式申請、協議・締結、実施監督という6段階に細分したため、企業にとっては事前確認の適用年度及び遡及期間に対応する準備作業量が増加した。また、申請の優先受理の条件も追加で記載されている。さらに、BEPS行動計画5に対応するため事前確認の情報交換フレームも追加された。

公告42号、64号に関する詳細情報は、「2017年中国税務最前線」シリーズの「[中国におけるBEPS導入——移転価格先行](#)」をご参照ください。

2017年3月17日、SATは「特別納税調査調整及び相互協議手続に関する管理弁法」（6号公告）を公布して移転価格税制の一連の改正に終止符を打った。6号公告の公布はBEPS行動計画を反映したものであり、中国移転価格税制のフレームワークの構築が完了したことを意味する。今後、租税徴収管理、政策制定、争議解決に大きな役割を果たすであろう。



「特別納税調査調整及び相互協議手続に関する管理弁法」（6号公告）

6号公告は反租税回避防止に関する一連の税改正で3番目の規定であり、最も複雑である。同公告は、中国の移転価格ルールと実務を統合し、BEPS行動計画を現地化した税務調査手続き、特別納税調整、自主調整、海外送金の事項を規範化して、中国移転価格調査の実務操作を正式に法規に取り入れた。また、比較可能性分析及び移転価格算定方法、移転価格調整、相互協議手続き、罰則なども網羅し、移転価格に関する多くの重要なガイドラインを代替している。

6号公告の公布によって大きく影響を受ける事項は、無形資産、関連者間の役務提供、海外関連者の経営実態である。

6号公告はOECDガイドラインで示されている法的・経済的な所有権の区分を維持しながら、無形資産の経済的実質によりもたらされた利益の帰属の確定と分配を強調している。OECDガイドライン改訂版は開発、改良、維持、保護、利用という5つの機能（以下、「DEMPE機能」）を認識しているが、6号公告は、6つの機能として「普及、Promotion」を加えた。新たに追加された「普及」の機能は、SATが強調している、バリューチェーンの無形資産の位置付けと企業のマーケティング活動で創出される価値を改めて重視していることを表している。注意すべきことは、6号公告によって次の状況に該当する場合、ロイヤリティを適時に調整すべきとしている。1)無形資産の形成及び使用の過程において資金を提供するのみで、実際には関連の機能を果たさず、リスクも負わない場合、合理的な資金コストに見合うリターンのみ得るべきである。2)企業が無形資産の法的所有権を有するのみで、無形資産の価値に貢献していない場合、無形資産に係る収益の分配を受けるべきではない。

6号公告は、関連者間の役務の提供に際して、企業の非受益性役務、実質的な経営活動を伴わない海外関連者に支払うサービス費に対して、厳格な審査が実施され、海外送金ができない場合もあるとしている。非受益性役務は、主に株主活動、重複的役務、付属的に関連者から便益を受けた役務活動、広義の非関連役務を指す。6号公告によると、中国の税務機関は関連者間の役務提供を従来通り、リスクの高い取引と見なしている。なお、OECDが提言している低付加価値サービスのセーフハーバー・ルールまでは言及されていない。注意すべきことは、6号公告で言う「株主活動」の定義と解釈は、OECDが提言している定義の範囲より更に広範に捉えており、多国籍企業にとって世界共通の役務対価の分類を適用する場合に益々ハーダルが高くなる。

中国は、BEPS行動計画の導入と実施をある程度現地化した（世界の中で、中国はBEPS成果物を現地化した唯一の国ではない）。BEPS行動計画の趣旨は、国際租税の領域で共通した認識を達成することであるが、各国のBEPS導入への足並みはそれぞれ異なっている。多くの国々では、租税条約の要件と国内の反租税回避規定を導入している。このような異なる背景から多くの税務紛争が今後、発生するかもしれない。このため、紛争を解決する仲裁制度への取組が重要である。OECDは相互協議に関する手続期限を2年に指定した。しかし、6号公告はSATに対して期限を指示していない。だが、BEPS行動計画14に基づく効果的な実施の確保が合意されたことで、ピアレビュー（各國間の相互監査）の対象国の相互協議手続きも透明化され、処理の迅速化、処理件数の増加が期待される。そのため、2年後には未決案件も減少して納税者の相互協議の利便性も増していることだろう。

透明化する情報社会 に新たなシステム運用

ビッグデータ、データ分析、移転価格管理法

2

国別報告書はBEPS行動計画の革新的な成果物である。改訂版OECD移転価格ガイドラインは透明化が進む情報社会の要求に応じるため、多国籍企業グループのリソースのグローバル配置、収益の分配、納税状況の開示を求めている。国別報告書の提出先は、多国籍企業グループの最終持株会社の納税所在地である。

中国の42号公告は、国別報告書の作成及び提出義務を初めて規定した。中国企業が多国籍企業グループの最終持株企業であり、前会計年度の2016年度の連結売上高の合計が55億人民元（8.28億米ドルに相当）を超える場合、2017年5月31日までに1回目の国別報告書を提出しなければならない。報告書の提出期限までの準備期間が非常に限られているため、中国の多くの多国籍企業は大変なプレッシャーの下で準備しないといけない。また、OECDのルールもガイドラインは存在しない。SATも公式にも非公式にも関連する実務ガイドラインを出しておらず、かつ関連実務の蓄積もないため、実務上、具体的な操作方法や解釈に関する問題が出ている。例えば、多国籍企業グループの連

結収入と監査実施済みの子会社の財務データの不一致、合弁企業の営業収益の認識及びその他手続き上の問題（納税申告日と年度財務諸表に対する監査締切日の不一致、電子版国別報告書の提出で用いる情報技術プラットフォームの可用性と安定性も確保できないなど）である。

中国の税務機関は、税務情報の収集・分析に関して常に先手を打ってきた。国別報告書の自動交換システムが実施される以前は、中国税務機関は常にデータ分析によって調査・審査対象の企業を特定し、納税者に対する監督管理の面でも他国より先を行っている。この管理方法は主に次の3つの情報に基づいている。1)移転価格申告表（中国の納税者は毎年22ページから成る移転価格申告表を提出しなければならない）、2)移転価格同時文書、3)業界全体又は特定セクターの財務データ。

SATはこれらのデータを基にして、業界水準を推定し、特定の納税者を選定し、リスク指標或いは異常値を発見することができる。このようなリスク管理法は、中国租税徴収管理情報システム（CTAIS）と呼ばれている。

6号公告によると、税務当局が特別納税調査を実施する場合、下記の9つのリスク側面を持つ企業を重点的に調査する。

- 1 関連者取引額が比較的大きい、又は関連者間取引の種類が多い企業
- 2 長期的に欠損状態にある、利益が少ない、又は利益の変動が激しい企業
- 3 同業界の利益水準を下回る企業
- 4 利益水準が果たす機能・負担するリスクに合致しない、又は享受すべき便益が配賦されたコストに合致しない企業
- 5 低税率国（地域）にある関連者と取引がある企業

- 6 規定に従って関連者取引の申告を行わない、又は同時文書を準備していない企業
- 7 関連者が受入れた債券性投資の対権益性投資の比率が規定基準を超えている企業
- 8 居住者企業又は居住者企業と中国居住者が支配する企業で、実効税率が12.5%より低い国（地域）で設立され、合理的な経営ニーズ以外の理由で利益配分を行わない、又は利益配分を減らしている企業
- 9 合理的な商業目的に欠けるタックス・プランニング、又はタックス・アレンジメントに従事する企業



上記の調査表から、大別して下記の2点の結論を導くことができる。

1. 収益指標は企業の関連者取引が独立企業間原則を遵守しているか否かを判断する重要な基準である。6号公告が公布される以前にも、既存規定に中国企業の業界水準、又は果たす機能及び負担するリスクに見合う利益水準（特に限定的なリスクを負担する企業、又は単一機能を果たす企業）を獲得しなければならないと規定されている。6号公告では、単一機能を果たす企業、例えば、OEMメーカーなどは赤字を計上すべきではないと明言している。また、販売収入が激増しているにもかかわらず利益水準が相応に見合っていない企業も税務機関に注目される可能性が大きい。これは、販売として重要な機能を果たしているが、コストしか回収していない企業に対する警鐘である。

2. SATは取引相手（例えば、中国以外の取引相手）の状況をより重要視している。中国国内の企業とその国外関連者の果たす機能を比較した場合、中国国内企業の果たす機能は比較的単純である。そのため、中国国内の業務はルーチンターンのみを獲得する。これは、頻繁に見られる移転価格モデルの一つであるが、既にSATから注目されている。

SATは、移転価格調査及び情報交換システムに加えて、その他のルートからも中国企業の国外関連者の情報を大量に入手している。例えば、企業年度関連業務往来報告表G112000「中国国外関連者情報表」（2017年5月31日までに1回目の提出）及びローカルファイル（2017年6月30日までに作成・申告）には、中国国内の納税者は国外関連者の実効税率（基本税率だけでなく）及び経営者構成並びに経営活動に関する情報を開示しなければならない。また、ローカルファイルの新しい作成基準では、企業は国外関連者の財務諸表を含めた「バリューチェーン分析」を行い、各関連者のバリューチェーンにおける価値貢献も詳細に開示しなければならない。

2号文が「セーフハーバー」取引に特に焦点を当てていたのに対し、6号公告は、より広義に低税率国およびその地域に焦点を当てている。これらの国と地域の基本税率は比較的高率ではあるが、実務でタックス・ルーリングを通じて納税者に優遇税制を提供することができるため、外資を誘致しやすいという特徴がある。

中国の移転価格税制に関する新しいフレームワークは、既にビジネス環境に重要な影響をもたらしている。直近1年の移転価格税制に関する話題と動向を後述する。

3

ケース分析

日増しに複雑化する移転価格管理

SATは、最先端の技術と大量の収集データを活用して移転価格管理を強化しており、特定の事項や特定業界、またはより高額な案件に重点を移している（一連の「税制改革」を巻き起こしている）。税務調査の新戦略は下記の事象に反映されている。SATの統計によると、過去5年間の移転価格調査件数は、2011年の208件から2016年には254件まで増加している。また、1件当たりの移転価格調整金額の平均は、2011年の1,180万人民元から2016年には3,700万人民元に達しており、実に300%の大幅増となっている。

利益水準

SATは、企業の法律コンプライアンスの遵守から収集した大量の情報を基に比較対象企業のデータベースを長年かけて構築してきた。その結果、税務機関は利益水準とかけ離れた数値を迅速に発見し、異常値を持つ企業を調査・監督できるようになった。

例えば、2015年10月に判決が下されたコンシューマー・エレクトロニクス企業のケースでは、寧波国税局の税務調査官が中国合弁企業の売上高の著しい伸びに対し、利益幅が伸び悩んでいる売上高の99.72%が関連者取引であることを発見した。また、当該企業の営業利益率は1.72%であり、寧波市のコンシューマー・エレクトロニクス産業の平均利益率5.89%を大きく下回っていた。調査官の評価・調整の結果、利息を含めた税金約5,000万人民元を追徴した。

注意すべきなのは、6号公告は、税務機関が比較可能な機密データを使用する権限を持つ規定を留保したことである。機密データは納税者と類似する比較対象企業グループの財務データを含むため、税務機関は可能な限り、公開情報の使用を優先すべきである。例えば、北京国税局二分局の税務調査官は、あるメーカーを対象に2回連続で調査を実施して、公開データ、調査対象メーカーと類似する納税者企業に対してインタビューを行い、調査対象メーカーと同じ業種の利益水準を推定した。この6年間に及ぶ調査を行った結果、最終的に8億人民元を上回る税金を追徴した。

また、2014年以降、低税率地域および（または）実質的な経営活動のない会社へのサービス費の支払いやロイヤリティの支払いに対する税務調査は年々増加している。これは、過年度から依然として重要な移転価格調査の特徴である。収益に相応しないロイヤリティの支払いにも注目されている。過去1年間にSATが取り扱った最も注目度の高い2件の移転価格評価案件は、それぞれ低税率が適用されているシンガポールの親会社が支配する中国子会社が対象となっている。

サービス費

低税率国（地域）または実質的に経営活動を行っていない企業に支払われる付加価値サービス費は、今後も厳しい審査対象であり続けるだろう。

2017年「中国税務報」6月号の記事から、深セン国税局の調査ケースを取り上げた。深セン国税局が2017年に直近の納税状況を調査した結果、ある中国企業から支払われた高額な中国投資コンサルティング業務のサービス費の損金算入処理は否認された。深セン国税局の見解は、本件の国外サービス提供者は経済的な実体を欠きながら、低税率を享受し、当該サービスを行うリソースも体制も整えていなかった。また、中国国内の納税者企業のプロジェクト投資チームも同様の業務形態であったため、当該サービス費の損金算入も否認された。

2015年の税務調査のケースでは、アモイ国税局は、ある低税率地域に所在している親会社が、中国企業2社から、グローバル・サービス費を不正に受け取っていると指摘した。これらのサービス費は特殊な配賦方法（例えば、売上高）によって計算されていた。その他の税収管轄地域に所在している関係会社に用いられた配賦方法とは異なるものであった。また、当該中国企業は、該当のサービス提供により形成した無形資産の所有権を全く有していなかった。このため、テクニカル情報の対価として費やした一部のサービス費用は、改めてロイヤリティとして認定し、源泉所得税を徴収した。アモイ国税局は最終的に、3,000万人民元以上の税金を追徴した。

また他の事例では、浙江国税局が税務調査で新たな疑問を見つけていた。浙江国税局によると、2004年から2014年の10年間にわたり調査した結果、納税者は2011年から2014年に商標使用料を支払っていたことが判明した。また、親会社に更に売上高の4%相当額を技術サービス費として支払っていた。当該期間の技術サービス費は合計5,799万人民元である。この事実から、浙江国税局は、サービスの受益性の有無と売上高に対する一定の比率のサービス費の決め方に疑問を持った。最終的に、納税者から企業所得税及び関連利息を追徴した。

ロイヤリティの支払

無形資産取引に関するロイヤリティの支払いは、今後も、中国税務当局の厳しい審査を受けることになるだろう。

SATはロイヤリティの支払いに関する見解を長年にわたり堅持している。例えば、創業期の中国であれば、売上高を基に算定された一定比率のロイヤリティの支払いは合理的と言える。しかし、それが長期間にわたり継続した場合、同一の比率で算定されたロイヤリティを支払うことは不合理である。製造工程で無形資産によって生み出された価値貢献は時間の経過と共に減少する。製造工程で試行錯誤を繰り返すことで現地側の無形資産の価値も向上する。

青島のケースの一つに、青島国税局が2016年6月に終了した税務調査がある。ある中国の化学工業メーカーが使用している特定技術は開発の当初、最先端技術であったが、現在では既に時代遅れの技術となった。しかし、国外関連者は毎年、売上高に基づいて一定の比率のロイヤリティを中国メーカーから受け取っていた。本件は、最終的にロイヤリティ計上額を調整し、メーカー企業から約1,500万人民元の税金を追徴した。

上記の案件と類似するケースは各地において頻繁に見られる。これは、SATがサプライチェーンの一連における利益分配に大変関心を寄せていることを表している。また、中国の税務機関が、バリューチェーンの技術と産出した各参加者の無形資産の利益配分法を審査し、中国企業によるマーケティング活動を通じて産出した営業型無形資産も重視していると言える。（つまり、DEMPEPの内、最後のP「普及」）

「普及」は中国では軽視できない機能である。中国は生産主導型から消費主導型へと多角化経済に構造転換している。このため、SATは、中国の消費市場で、多国籍企業の利益貢献と配分方法を見極めるため税務調整を強化していくだろう。



不確実の中の確実

紛争解決のメカニズムと事前確認(APA)



過去数年、多くの多国籍企業が移転価格調査に備えて多額の引当金を積んでいる。不合理な未払法人税等の計上は、最終的に企業業績を悪化させる可能性があり、不確実性を高める。このような事態に備えて、多くの企業が関連者との重要取引、損金算入に関する不確実性を軽減する対策として事前確認制度(APA)の採用を検討している。

特に中国の移転価格税制は継続的に改正され、税務当局は大量の重要情報を入手できるようになったため、納税者として、今後、ますます特別納税調整がエスカレートすることを見越し、自発的にAPAを活用し、交渉参加の権利を取得しようとしている。

SATはこの傾向を既に把握しており、従来から納税者のAPA申請を妨げる構造的な障壁を排除する取り組みをしている。しかし、中国のAPA申請件数は他の主要国・地域に比べると依然として少ない。

SATが2016年度に発表した「APAに関する年次報告書」によると、2005年から2016年に139件のAPA申請が処理されている。その内、ユニラテラルAPAは84件、バイラテラルAPAは55件である。55件のバイラテラルAPAの内、37件はアジア諸国（主に日本・韓国）、12件はヨーロッパ諸国、6件は米国と取り交わした。中国の税務当局は2014年から2016年において、9件のAPA

（3件ユニラテラルAPA及び6件バイラテラルAPA）、12件のAPA（6件ユニラテラルAPA及び6件バイラテラルAPA）、14件のAPA（8件ユニラテラルAPA及び6件バイラテラルAPA）を処理した。これらのAPA申請の多くは主に製造業、それに関連する業界であった。しかし、中国経済は構造転換にあるため、今後の申請は多様化していくことだろう。

APAの処理件数の少なさと進捗が遅さの原因は、SATでAPAの処理を担当する人員が不足しているからである。SATは、2013年から2015年にかけて多くのシニア税務調査官をBEPS会議に参加させていたことから、人手不足に一層拍車をかけている。

SATは人材の通年募集を行っており、BEPS行動計画14の紛争解決メカニズムの効率性の提言、ポストBEPS時代を見据えた移転価格調査・審査、また担当官庁の行政手続きの増加などを考慮して、2016年には16名の税務調査官を採用し、更に26名を新規採用する予定である。これにより、SATに約50名の専任担当官が配置され、この他に500名前後の調査官を全国各地の反租税回避業務を担当させる予定である。SATは2016年7月、一処・二処をサポートする部門として反避税三処の部門を新設した。同部門の主な業務はAPA案件、相互協議（MAP）、全国合同調査（SATの千戸計画と重複する可能性がある）である。

5

長い道のり

経営の効率化とバリューチェーン改革

企業にとって移転価格のタックス・プランニングや事業を最大化するビジネス・チャンスは多く存在し、多国籍企業は本社シェアード・サービスセンター(SSC)、無形資産の使用、税務官庁などあらゆる「実態」を包括的に考慮しておかなければいけない。

多国籍企業の税務部門は、BEPS行動計画や国際的な租税法の改正に注意しながら、従来型のバックオフィス業務を行うのではなく、戦略的なビジネスパートナーとしての役割が求められている。多国籍企業はポストBEPS時代の到来に備えるため、財務・業績指標や株主価値創造の運用モデルを改善し、税法規やビジネス目標などあらゆる要素を検討すべきである。このため、税務部門は能動的かつ戦略的に動き、営業部門と緊密に協働していくことが重要である。税務コンプライアンスを遵守するのみの簡単な「問題発見」の役割だけでは時代遅れである。

中国の国内情勢も同様に変化している。透明性に対する厳しい要求は、多国籍企業が移転価格フレームワークの選定と価値創造との間のバランスを取ることを促している。6号公告は、新たな移転価格のフレームワークに関して次の観点を強調している。

OECD移転価格ガイドラインで提言した5つの独立企業間価格の算定方法のほかに、「経済活動が行われた場所および価値が創出された場所で生み出される利益に対して課税すべきである」という原則に従い、その他の移転価格算定方法を適用可能な独立企業間価格算定方法と見なすと明文化した。中国の税務当局は以前より、独立企業間原則の適用が実務上困難な場合、価値創出地が利益課税地と合致している場合、その他の独立企業間価格算定方法の使用を認めている。しかし、2015年の「特別納税調整実施弁法（意見募集稿）」で議論が続いたバリューチェーンに基づく価値貢献分配法については6号公告では触れていない。6号公告は、中国の税務機関が伝統的な手法のほかに独立企業間価格算定方法の適用について検討すべき課題を提起した。

中国国内外で事業を展開している企業は、今後の運用モデルと移転価格ポリシーを見直してリスクマネジメントを再構築し、下記の問題を解決すべきである。

1. 管理会計レポート、納税申告表とグループ連結財務諸表との不整合
2. 実質的な価値創造活動の全て、または一部を中国国内で展開しているが、高額な利益を経済的実態を伴わない海外関連者に配分する移転価格問題、
3. 重要な海外送金、例えば、サービス費、ロイヤリティ、利息に関する海外送金など。

KPMG中国 お問合せ先

中国全土

**盧奕 Lewis Lu**

タックスサービス統括パートナー
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3421
E: Lewis.lu@kpmg.com

**池澄 Chi Cheng**

グローバル移転価格サービス統括パートナー
KPMG中国
T: +86 (10) 8508 7608
E: cheng.chi@kpmg.com

華北地域

**池澄 Chi Cheng**

グローバル移転価格サービス統括パートナー
KPMG中国
T: +86 (10) 8508 7608
E: cheng.chi@kpmg.com

**李延雷 Larry Li**

タックスディレクター
KPMG中国
T: +86 (10) 8508 7658
E: larry.y.li@kpmg.com

**張天勝 Tiansheng Zhang**

タックスパートナー
KPMG中国
T: +86 (10) 8508 7526
E: tiansheng.zhang@kpmg.com

**劉佳佳 Lucia Liu**

タックスディレクター
KPMG中国
T: +86 (10) 8508 7570
E: lucia.jj.liu@kpmg.com

**李輝 (日本語可) Lisa Li**

タックスディレクター
KPMG中国
T: +86 (10) 8508 7638
E: lisa.h.li@kpmg.com

華中地域

**徐猷昂 Robert Xu**

タックスパートナー
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3124
E: robert.xu@kpmg.com

**王麗兒 Mimi Wang**

タックスパートナー
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3250
E: mimi.wang@kpmg.com

**潘汝強 Ruqian Pan**

タックスディレクター
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3118
E: ruqiang.pan@kpmg.com

**唐琰 Tanya Tang**

タックスパートナー
KPMG中国
T: +86 (25) 8691 2850
E: tanya.tang@kpmg.com

**朱翊侃 Kevin Zhu**

タックスディレクター
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3346
E: kevin.x.zhu@kpmg.com

**饒戈軍 Amy Rao**

タックスディレクター
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3208
E: amy.rao@kpmg.com

**平澤尚子 Naoko Hirasawa**

タックスパートナー
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3098
E: naoko.hirasawa@kpmg.com

**大谷泰彦 Yasuhiko Otani**

タックスパートナー
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3360
E: yasuhiko.otani@kpmg.com

**徐潔 (日本語可) Jie Xu**

タックスパートナー
KPMG中国
T: +86 (21) 2212 3678
E: jie.xu@kpmg.com

KPMG中国 お問合せ先

華南地域



孫昭 Michelle Sun

タックスパートナー
KPMG中国
T : +86 (20) 3813 8615
E: michelle.sun@kpmg.com



曾立新 Lixin Zeng

タックスディレクター
KPMG中国
T : +86 (20) 3813 8812
E: lixin.zeng@kpmg.com



陸春霖 Patrick Lu

タックスディレクター
KPMG中国
T : +86 (755) 2547 1187
E: patrick.c.lu@kpmg.com



肖穎 Chris

タックスディレクター
KPMG中国
T : +86 (755) 3813 8630
E: chris.xiao@kpmg.com



陳蔚 (日本語可) Vivian Chen

タックスパートナー
KPMG中国
T : +86 (755) 2547 1198
E: vivian.w.chen@kpmg.com

香港



楊嘉燕 Karmen Yeung

タックスパートナー
KPMG中国
T: +852 2143 8753
E: karmen.yeung@kpmg.com



John Kondos (孔達信)

タックスパートナー
KPMG中国
T: +852 2685 7457
E: john.kondos@kpmg.com



陳露 Lu Chen

タックスパートナー
KPMG中国
T: +852 2143 8777
E: lu.l.chen@kpmg.com



李謙賢 Irene Lee

タックスディレクター
KPMG中国
T: +852 2685 7372
E: irene.lee@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg.com/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2018 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in China.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

Publication number: CN-TAX18-0001c

Publication date: May 2018